

## 仕 様 書

### 1. 業務名

令和5年度 定住推進事業 移住定住促進 PR 業務

### 2. 業務の目的

玉野市では、若者や子育て世代の市外への流出が続いており、人口減少に歯止めがかからない状況である。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、都市部から地方への移住ニーズが高まっていることから、この状況を好機と捉え、本市の魅力や住みやすさをPRすることにより、本市の認知度を向上させ、移住先として検討し、選択してもらえるようなプロモーションを実施するもの。

### 3. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

### 4. 業務内容

各種メディア、SNS等を活用し、新たに構築・運用する移住ポータルサイト「たまののくらし」と連動したプロモーションを実施する。詳細については以下のとおりとする。

#### (1) メインターゲット

- ・年 代：20歳～50歳代
- ・特 徴：移住を考え始めた又は興味がある

#### (2) プロモーション手法について

プロモーションの手法は問わない。

ただし、受注者は内容確認を徹底し、虚偽の無い情報発信に努めること。

#### (3) 本市の所有する PR コンテンツ

以下のア～オの PR コンテンツは、必要に応じて本市から無償で提供するものとする。但し、提供を受ける場合は必ず事前に協議を行い、使用期限を厳守し、データの管理等の徹底に努めること。

- ア 移住ポータルサイトの URL リンク
- イ 移住パンフレット（各種）
- ウ 観光 PR 動画（15 秒、60 秒、120 秒、180 秒、240 秒の電子データ）
- エ 観光 PR パンフレット（各種）
- オ 観光 PR 画像（写真データ等）

#### (4) コンテンツ制作について

プロモーション実施に際しては、必要に応じて観光資源等の撮影やコンテンツ等の制作、それにかかるモデルの派遣等を行うこと。

## 5. 事業費

- 1, 8 5 5 千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 6. 成果品

- (1)業務内容をまとめた報告書：1式（紙媒体及び電子データで提出）  
※発行部数や閲覧数等のデータがある場合は合わせて報告すること。
- (2)活用した広告媒体（雑誌や新聞等、提供できるものに限る）
- (3)PR コンテンツデータ（制作した場合のみ）

## 7. 成果品の著作権等

- (1)本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は本市において自由に行うことができるものとする。
- (2)本業務の成果品は、映像・画像・音楽等の著作権等の一切の処理を済ませた上で納品すること。納品後に著作権等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。

## 8. 留意事項

- (1)プロモーションにおける重要事項は玉野市と協議のうえ、最終決定すること。
- (2)受注者は、本市担当者と緊密な連携により十分な打ち合わせを行うとともに、必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
- (3)受注者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (4)受注者の瑕疵担保責任期間は契約満了日から1年とし、成果品に不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (5)本業務の遂行に伴う費用は、原則として全て受注者の負担とする。
- (6)受注者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とする。

## 9. その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。